| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|-----------|-------|---|--|
| 1 | 1 部 章 1 節 | | 第1節 計画の目的及び位置づけ 仙台市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき仙台市防災会議が策定する計画です。市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定しています。本計画と関連する計画等との関係は、次の図のとおりになっています。本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した個別マニュアル等の細部計画、実施計画を位置づけており、各防災関係機関の防災業務計画等と整合を図りながら、相互に効果的な取組みが推進できるようにする必要があります。本計画は、仙台市地震被害想定調査結果や東日本大震災の被害等を総合的に勘案し、市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくりなど地域防災計画に関連する事項について今後の防災の基本的な方向性や概念を示した「仙台市震災復興計画」の基本理念に基づいて定めます。 | P.1 第1節 計画の目的及び位置づけ 台市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき仙台市防災会議が策定する計画です。市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定しています。本計画と関連する計画等との関係は、次の図のとおりになっています。本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した個別マニュアル等の細部計画、実施計画を位置づけており、各防災関係機関の防災業務計画等と整合を図りながら、相互に効果的な取り組みが推進できるようにする必要があります。本計画は、仙台市地震被害想定調査結果や東日本大震災の被害等を総合的に勘案し、市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくりなど地域防災計画に関連する事項について今後の防災の基本的な方向性や概念を示した「仙台市震災復興計画」の基本理念に基づいて定めます。また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16 年法律第 27 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に係る地震防災大関衛すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものです。 |
| 5 | 1 部 章 3 節 | 2 (6) | 2. 基本方針 (略) (6) 災害の規模に適切に対応した災害対策 東日本大震災では、最大震度 6 強による猛烈な揺れや沿岸を襲った大規模な津波災害、ほぼ全市域にわたるライフラインの途絶など、想定を超える激甚な災害がもたらされましたが、災害対策のなかには、災害の大きさを把握もしくは推測し、それに適切に対応する方策を早急に選択する必要があるものもあります。 災害発生後の初期段階において災害の大きさを判断する上での重要な指標としては ①死傷者数、建物被害(火災・倒壊棟数) ②住民の避難状況(避難所開設数、避難者数) ③ライフライン、通信の途絶状況などが考えられますが、加えてこれらに関する情報が十分に集まってこない状況もまた、災害が深刻であると推測することができます。 こうした、東日本大震災のような激甚な災害と、そこまでには至らない災害とにおいて異なる対応をとる必要があるものについては、事前にそれぞれの対応を明確にしておくことにより、災害規模に即応した対策を実施していきます。 | P.5 2. 基本方針 (略) (6) 災害の規模に適切に対応した災害対策 東日本大震災では、最大震度 6 強による猛烈な揺れや沿岸を襲った大規模な津波災害、ほぼ全市域にわたるライフラインの途絶など、想定を超える激甚な災害がもたらされましたが、災害対策の中には、災害の大きさを把握若しくは推測し、それに適切に対応する方策を早急に選択する必要があるものもあります。 災害発生後の初期段階において災害の大きさを判断する上での重要な指標としては ①死傷者数、建物被害(火災・倒壊棟数) ②住民の避難状況(避難所開設数、避難者数) ③ライフライン、通信の途絶状況 などが考えられますが、加えてこれらに関する情報が十分に集まってこない状況もまた、災害が深刻であると推測することができます。 本計画では、激甚な震災や、一つの災害が他の災害を誘発する複合災害等、より厳しい事態を想定した対策を構築するとともに、一方で、そこまでには至らない災害時において異なる対応が必要な場合には、それぞれの対応を明記することにより、災害規模に即応した的確な対策を実施していきます。 |

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|-------------------|----|--|---|
| 6 | 1 部 1 章 4 節 | | 第4節 計画管理 本市における総合的な防災対策の推進を図るため、災害対策の実施主体は、本計画を共通理解し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うことにより、本計画及び本計画における各業務を実施するため、別に定める実施計画等の習熟に努めます。また、市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき本計画に毎年検討を加え、必要な修正を行っていきます。 | P.6 第4節 計画管理 本市における総合的な防災対策の推進を図るため、災害対策の実施主体は、本計画を共通理解し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うことにより、本計画及び本計画における各業務を実施するため、別に定める実施計画等の習熟に努めます。また、市は、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画等関連計画の改正等の際には、随時その内容を反映するとともに、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要な修正を行っていきます。また、大規模な災害が発生した際には、その状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録誌等にとどめるとともに、本計画に基づく取り組みが十分機能したのかを振り返り、その結果を反映させることにより、総合的な防災対策をより実効性の高いものにしていきます。 |
| 27 | 1 部 3 章 1 節 | 1 | 1. 市民・地域団体等 市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努めます。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するように努めるほか、日頃から地域のつながりを大切にし、地域社会の一員としての責任を果たします。また地域団体、NPOなどは、「地域のことは地域で守る」ことを基本に、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で地域の安全を確保します。 | P. 27 1. 市民・ <u>町内会等</u> 地域団体 市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害対策基本法第7条第2 項の規定に基づき、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を 講じることに努めます。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参 加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するように努めるほか、日頃から地域のつながりを大 切にし、地域社会の一員としての責任を果たします。 また <u>町内会をはじめとする</u> 地域団体、NPO などは、「地域のことは地域で守る」ことを基本に、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で地域の安全を確保します。 |
| 38 | 2部1章2節(自) | 参考 | 【参考】市の取り組み 1. 建築物の耐震性の向上(略) 2 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進事業(略) 3. 窓ガラス、看板、天井等の落下防止(略) 4. ブロック塀等の倒壊防止(略) 5. 生け垣への転換(略) | 「参考] 市の取り組み |

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|----------|----|---|---|
| 43 | 2 1 2 (自 | 4 | (野) (1) 電 話 ・ 災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておきます。 (2) 電 力 ・ 夜間の災害に備え、懐中電灯を用意し、置き場所の確保や乾電池等を備蓄します。 ・ 冬期間の災害に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料を備蓄します。 ・ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策を行います。 ・ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を備蓄します。 (4) 水 道 ・ 断水に備え、必要な飲料水 (1人9リットル程度が目安)を備蓄します。 (5) 下水道 ・ 各家庭において、地震発生から概ね1週間分の携帯トイレの備蓄に努めます。 ・ 災害時には、できるだけ長くトイレが使えるように、トイレットペーパーを流さない工夫をしながら使用します。 ・ 水洗トイレのために、日頃から浴槽等に水を汲み置きしておくように努めます。 | P. 43 4.ライフラインの供給停止に備える【市民・企業】 (路) (1) 電 話 災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておきます。 (2) 電 力 ア 夜間の災害に備え、懐中電灯を用意し、置き場所の確保や乾電池等を備蓄します。 |

旧頁 節 番号 旧 6. 応急手当の方法を学ぶ【市民・企業・地域団体等】 救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が 適切な応急手当を施すことが必要になります。市民や企業、地域団体等は、必要な場合に迅速に 応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学びます。 (1) 自動体外式除細動器(AED)等を活用して、心肺蘇生など適切な応急手当について学びます。 (2) 救命講習や訓練などに積極的に参加して、緊急時の互いの救助に努めます。 【参考】市の取り組み 市では、以下のような救命講習等を通じて応急手当の普及を図っています。 講習の種別 容 ・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすること が期待・想定される方を対象としている。なお、受講対 普通救命講習 象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を Ι • Π 加える。 大出血時の止血法 2 部 ・AED の使用法 1章 45 ・その他 2 節 ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 (自) 普通救命講習 大出血時の止血法 AFD の使用法 Ш ・その他 ・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 大出血時の止血法 ・傷病者管理法 上級救命講習 外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法

・その他

・その他・胸骨圧迫

・AED の使用法

指導を行う。

応急手当

普及員講習

救命入門

コース

・基礎的な応急手当の知識と技能(AED を含む)

※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた

・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法

・救命に必要な応急手当の指導要領

6. 応急手当の方法を学ぶ【市民・企業・地域団体等】

救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が 適切な応急手当を施すことが必要になります。市民や企業、地域団体等は、必要な場合に迅速に 応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学びます。

新

- (1) 救命講習 (e ラーニング含む) 等を通じて、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用 方法など適切な応急手当について学びます。
- (2) スマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」の活用等を通じて、いざという時に的確に 応急手当が行えるよう備えます。
- (3) 救命講習や訓練などに積極的に参加して、緊急時の互いの救助に努めます。

【参考】市の取り組み

1. 救命講習

市では、以下のような救命講習等を通じて応急手当の普及を図っています。

| 講習の種別 | 内容 |
|-------------------------------------|--|
| 普通救命講習 I・I <u>(e ラーニング対応)</u> | ・成人に対する心肺蘇生法 ※II は一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが 期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者 により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他 |
| 普通救命講習 Ⅲ <u>(eラーニング対応)</u> | ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他 |
| 上級救命講習 | ・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他 |
| 応急手当 普及員講習 | ・基礎的な応急手当の知識と技能(AED を含む) ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他 |
| 救命入門コース | ・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。 |

2. 応急手当を学ぶホームページ及びスマートフォン用アプリケーション 市では、インターネットによるeラーニングやスマートフォン用アプリケーション 「救命ナビ」等を通じ、応急手当の普及を図っています。

※ e ラーニング・アプリケーション紹介ホームページ http://www.sendai119.jp/

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|--------------------------|--------|--|--|
| 46 | 2 部 1 章 3 節 (自) | 参考 | 【参考】市の取り組み 市では、防災関係機関や研究機関等と連携しながら、地震・津波に関する一般知識や 備え、緊急時の避難行動に関する情報の提供など、様々な取り組みを行っています。市 民等は、以下のツールや取り組みを活用し、積極的な知識の習得に努めてください。 1. 防災リーフレットやハザードマップの配布 2. 防災講演会、防災パネル展、「せんだい防災のひろば」の開催や区民まつりへの防 災コーナーの出展 3. 市政出前講座、市民センターにおける防災講座等の開催 4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供 5. 総合防災訓練等の防災訓練 6. テレビ・ラシオ、ホームページによる広報、仙台市地震防災アドバイザー・地域地震防災アドバイザーによる広報 7. 地域防災リーダーの育成 | P. 46 【参考】市の取り組み 市では、防災関係機関や研究機関等と連携しながら、地震・津波に関する一般知識や 備え、緊急時の避難行動に関する情報の提供など、様々な取り組みを行っています。市 民等は、以下のツールや取り組みを活用し、積極的な知識の習得に努めてください。ま た、子供のいる家庭や地域では、子供たちが必要な知識を身に付けられるよう、各種の 機会を活用してください。 1. 防災リーフレットやハザードマップの配布 2. 防災講演会、防災パネル展、「せんだい防災のひろば」の開催や区民まつりへの防 災コーナーの出展 3. 市政出前講座、市民センターにおける防災講座等の開催 4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供 5. 総合防災訓練等の防災訓練 6. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市地震防災アドバイザー・地域地震防災アドバイザーによる広報 7. 地域防災リーダーの育成 8. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育 |
| 48 | 2 部 章 5 節 (自) | 参考(追加) | | P. 48 【参考】仙台市の避難所に関する考え方 1. 避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。 避難所は、「災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設」です。以下のような「避難を必要とする方」を受入れの対象としています。 【避難を必要とする方とは】 ・住居が被害を受け、居住の場を失った方・ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方・避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある方」など 2. 避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。 避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることのできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。 3. 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。 災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。 ただし、できる限り普段の生活」のために必要なことから優先して対応します。ただし、できる限り普段の生活」のために必要なことから優先して対応します。 |

| 旧頁 | 節 | 番号 | la l |
|----|-----------|----|--|
| | | | 【参考】避難所の区分 (略) 1. 緊急時に活用する避難施設・避難場所 |
| | | | 津 波 避 難 施 設 津 波 避 難 場 所 津 波 避 難 場 所 変がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、計画的に整備を進めています。 |
| | | | 広 域 避 難 場 所 火災の延焼拡大により地域全体に危険がおよび、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。 火災の輻射熱や煙から身を守れる広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 |
| | | | いっとき避難場所 (略) |
| | | | 帰宅困難者一時滞在施設(略) |
| | | | ・一時滞在場所 |
| 49 | 2部 5節 (自) | 参考 | |
| | | | |

【参 考】避難所の区分

(略)

1. 緊急時に活用する避難施設・避難場所

| 津波避難施設津波避難場所 | 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき、計画的に整備を進めています。 |
|------------------------|--|
| 帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所 | (略) |
| 広 域 避 難 場 所 | 火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守れる広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。 ■広域避難場所の指定条件 |
| | ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m以上有すること・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること |
| 地 域 避 難 場 所 | (略) |
| いっとき避難場所 | (略) |

新

- (※「帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所」は、位置を移動)
- (※「地域避難場所」は、「2 当面の避難生活を行う避難所」から移動)
- (※「いっとき避難場所」は、位置を移動)

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|--------------------------|----|---|--|
| 49 | 節 2 1 5 (自) | 番号 | 旧 2. 当面の避難生活を行う避難所 指定避難所 (略) 福祉避難所 (略) 地域避難場所 (略) 3. その他の施設 集会所等地域の施設 (飲みばる避難施設) (がんばる避難施設です。 炎害時の情報、避難が長期化した場合等の物資の提供については、指定避難所の運営を通じて認知し提供します。 県有施設 (略) | 新 |
| 53 | 2 部 1 章 6 節 (自) | 冒頭 | 第6節 住民ネットワークで地域を守る 大規模災害では、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠ですが、こう した活動は地域における活動がより効果的です。地域団体等による防災活動が組織的かつ実効 性のあるものになるよう、平時からの防災体制の構築や備えを積極的に行います。 | P. 54 第6節 住民ネットワークで地域を守る 大規模災害では、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠 <u>であり</u> 、こうした活動は地域における組織だった活動がより効果的です。 <u>町内会をはじめとする地域の様々な団体の活動</u> が組織的かつ実効性のあるものになるよう、平時からの防災体制の構築や備えを積極的に行います。 |

旧頁 節 番号 1. 組織的に地域を守る【企業・地域団体等】 (1) 自主防災活動に参加して地域の自主防災を促進する 地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために組織されるのが自主 防災組織で、「平常時の活動」と「災害発生時の対応」の二つを担います。公共機関では把 握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動を行うため、日頃から生活の場 で接し、交流している人々によって構成されることが期待されます。 市民は、自主防災組織の目的を理解し、組織の結成や活動に参加するとともに、地域団体 等において、「共助」を心掛け地域の自主的な防災を推進します。 2 部 1章 6 筋 (自) ア 平常時の活動 災害が起こった場合の被害を軽減させるため、防災訓練の実施や災害時要援護者の避難支 援体制の構築などの予防的な活動を行います。 イ 災害発生時の対応 地域ごとに、災害の状況に応じてあらかじめ準備していた以下のような様々な対応を行い ます。 初期消火 ②救出・救護 ③避難誘導 ④津波からの避難 ⑤災害時要援護者の支援 ⑥避難所運営

1. 組織的に地域を守る【地域団体・企業等】

(1) 地域の自主防災活動を促進する

地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためには、「平常時の活動」と「災害発生時の対応」の両方を考慮した、地域団体等による防災体制を作ることが大切です。 日頃から生活の場で接し、交流している人々によって組織的に行われる防災活動は、公共機関では把握しきれない地域の特性などに配慮したきめ細かな対応などに大きな効果を発揮します。

新

市民は、<u>地域の防災体制などを</u>理解し、<u>その活動に参加するとともに、</u><u>次のような事項を学</u> ぶことに努め、「共助」を心がけ地域の自主的な防災を推進します。

- ア 災害に関する基礎的な知識
- イ 災害に関する地域特性
- ウ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
- エ 災害発生時の地域の役割
- オ 各家庭での防災対策

【参考】市の取り組み

市は、地域のコミュニティ活動において大きな役割を担う町内会等の自治組織等を中心として、地域の様々な団体と共に地域の特性やつながりを反映する形で構成される防災組織の整備を推進します。

(2) 自主防災組織の活動

ア 自主防災組織の目的と役割

自主防災組織は、災害時において、初期消火、被災者の救出・救護、避難等、地域におけ る組織的かつ実効性のある防災活動を実施するため、単位町内会等一定の地域で生活環境を 共有している住民等により結成・運営されることを基本とした組織です。

自主防災組織は、平常時や災害時に、地域特性に応じ組織的な防災活動の実施に努めます。

イ 平常時の活動

災害が起こった場合の被害を軽減させるため、防災訓練の実施や災害時要援護者の避難支 援体制の構築などの予防的な活動を行います。

ウ 災害発生時の対応

地域ごとに、災害の状況に応じてあらかじめ準備していた以下のような様々な対応を行い ます。

- ①初期消火
- ②救出·救護
- ③避難誘導
- ④災害時要援護者の支援
- ⑤避難所運営 など

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|-------|----|--|---|
| | | | かに、地域団体等は、地域に暮らす災害時要援護者に対して、協力して避難支援を行うなど、被害を軽減させるための重要な役割を担います。 【参考】市の取り組み 市では、地域のつながりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自 治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を推進するとともに、 より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化を図っています。 | つづき 特に、地域団体等は、地域に暮らす災害時要援護者 ど、被害を軽減させるための重要な役割を担います。 (削除・移動) |
| | 2部1音 | | (2) 防災用品を充実する 自主防災組織では、市が行う防災用品の助成制度等を活用するなどして防災用品の整備を図ります。 【参考】市の取り組み 市では、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織の設立時に組織の規模に応じて防災用品の助成を行っています。 | 工 防災用品の充実 市が自主防災組織に対して行う防災用品の助成制度等に備を図ります。 【参考】市の取り組み 市では、地域のつながりなどに配慮しながら、地 動の単位である町内会を基本として自主防災組織の は、組織の規模に応じて防災用品の助成を行ってい また、訓練資機材の貸出し、訓練指導、地震体験 |
| 53 | 6節(自) | 1 | (3) 訓練や研修を行う 自主防災組織等では、地域の防災力を高め、災害発生時に共助による防災活動が効果的に行われるよう、防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について学ぶことに努めます。 ア 災害に関する基礎的な知識 イ 災害に関する地域特性 ウ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法 エ 災害発生時の構成員の役割 | における防災訓練や各種研修会等に講師の派遣などの 署・出張所等に相談し、より効果的な訓練や研修を (削除・移動) |
| | | | 【参考】市の取り組み 市では、自主防災組織等による防災訓練や各種研修会等に講師の派遣などの支援 を行っています。訓練や研修の実施にあたっては、市の防災担当等に相談し、より 効果的な活動を行ってください。 | |

に暮らす災害時要援護者に対して、協力して避難支援を行うな

P. 55

<u>う</u>防災用品の助成制度等を活用するなどして<u>、</u>防災用品の整

などに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活 本として自主防災組織の結成を推進しているほか、設立時に 災用品の助成を行っています。

し、訓練指導、地震体験車の派遣等の支援を行うほか、地域 修会等に講師の派遣などの支援を行っていますので、各消防 り効果的な訓練や研修を実施しましょう。

| 節 | 番号 | 旧 |
|---------------|------------------|---|
| | | つづき |
| | | (4) 地域に地域防災リーダーを配置する ア 地域防災リーダーの目的と役割 地域防災リーダーは、平常時には町内会の地域特性を考慮した災害に強い地域づくりや効果的な訓練の企画立案を実践するなど災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には地域住民の避難誘導や救助・救護活動の指揮を行う地域の自主防災活動の核となる人で、各地域にいることが期待されます。地域防災リーダーに期待する防災活動としては、地域での次のような活動に参画することが挙げられます。 ① 地域防災リーダーの役割等を理解し、地域での防災意識や知識の普及を図る② 地域の実情にあった効果的な防災訓練の企画立案 ③ 災害時要援護者の把握と避難支援等 ④ 避難誘導、避難所運営、救護及び安否確認等の実践的な訓練の実施等 |
| 2 部 1 章 節 (自) | 1 | イ 地域防災リーダーの位置づけ 地域防災リーダーは、町内会組織のひとりとして、自主防災組織の責任者等がなることが 期待されます。なお、男女共同参画の観点から女性の参画を推進することも必要です。 また、地域では、地域防災リーダーを町内会や自主防災組織の規約等に明記し、地域防災 リーダーの活動の継続性を確保するよう努めます。 【参 考】市の取り組み 市では、自主防災組織の責任者等を中心に養成講習会を実施して地域防災リーダーを養成するとともに、講習修了後も知識や技能の向上を目的とした講習・訓練を |
| | | 継続的に実施するなど、地域防災リーダーのバックアップを行っています。 (5) 婦人防火クラブの活動 ア 目的と役割 市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブを設立しています。 婦人防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めます。 (略) (6) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫を活用するコミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における被災者の避難施設としての役割を持つ市民センター及びコミュニティ・センター等に、防災資機材倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設です。 |
| | 2 1 6 節 | 2 部 1 章 6 節 |

新 つづき P.56

(3) 地域に地域防災リーダーを配置する

ア 地域防災リーダーの目的と役割

地域防災リーダーは、平常時には<u>地域の特性</u>を考慮した<u>自主防災計画</u>づくりや効果的な訓練の企画立案を実践するなど災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には地域住民の避難誘導や救助・救護活動の指揮を行う地域の自主防災活動の核となることが期待されています。 地域防災リーダーに求められる<u>防災活動</u>として、地域<u>において</u>次のような活動に 参画することが挙げられます。

- ① 地域防災リーダーの役割等を踏まえた、地域における防災意識・知識の普及
- ② 地域特性の把握(防災マップ作り等)
- ③ 自主防災計画の作成
- ④ 地域の実情にあった効果的な防災訓練の企画立案
- ⑤ 災害時要援護者の把握と避難支援等
- ⑥ 避難誘導、避難所運営、救護及び安否確認等の実践的な訓練の実施等

イ 地域防災リーダーの位置づけ

地域防災リーダーは、<u>町内会等の一員</u>として、自主防災組織の<u>中心的な役割を担うほか、</u> <u>連合町内会など地域内の連携した防災活動を推進する役割</u>が期待されます。なお、男女共同 参画の観点から女性の参画を推進することも必要です。

また、地域では、地域防災リーダーを町内会や自主防災組織の規約等に明記し、地域防災 リーダーの活動の継続性を確保するよう努めます。

【参考】市の取り組み

市では、<u>地域における</u>責任者等を中心に養成講習会を実施して地域防災リーダーを養成するとともに、講習修了後も知識や技能の向上を目的とした講習・訓練を継続的に実施するなど、地域防災リーダーのバックアップを行っています。

(4) 婦人防火クラブの活動

ア 婦人防火クラブの目的と役割

市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の 方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和 38年に婦人防火クラブを設立しています。

婦人防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災 訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力 の向上に努めます。

(略)

(5) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫を活用する

コミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における被災者の避難施設としての役割を持つ市民センター及びコミュニティ・センター等に、防災資機材 倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設です。

地域団体等は、地域の防災対策に本施設を活用し、災害時の防災力向上を図ります。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 |
|----|--------------------------|----|--|
| 58 | 2 部 1 章 6 節 (自) | 参考 | 【参考】市の取り組み 市では、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする方の情報登録の申し出を受付ける「災害時要援護者情報登録制度」を実施し、本人の同意の上その情報を地域団体等に提供することとしています。 (略) |
| 60 | 2 部 1 章 | | 3. 避難所の運営(市民・地域団体等) (略) (1) 避難所の運営体制 避難所は、以下の基本方針のもと運営します。避難所運営に携わる地域団体等は、市、施設と協力し、体制整備に努めます。 ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営します。 イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の派遣の遅れ、困難な状況が想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わります。 ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図ります。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮します。 エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女のニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮します。 |
| 60 | 6節(自) | 3 | 【参考】市の取り組み 市では、避難所運営体制を確保するため、避難所運営に携わる関係者共通のマニュアル(避難所運営マニュアル)を作成し、避難所運営の方針を提示しています。 また、避難所の円滑な運営のために、避難所運営に携わる関係者が顔を合わせ、 運営方針について事前に協議する場を設けるとともに、避難所運営マニュアルを適 宣修正するなどして、各地域の実情に合った「地域版避難所運営マニュアル」の作 成を推進しています。 (略) (3) 避難所運営訓練 地域団体等は、市が実施する避難所運営訓練等に積極的に参加するとともに、地域での独 自の訓練を積極的に企画立案し、「地域版避難所運営マニュアル」を活用した定期的な訓練 を実施します。 |

また、こうした訓練などを通してマニュアルの検証を行い、適時必要なマニュアルの修正

を行います。

【参考】市の取り組み

市では、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする方の情報登録の申出を受け付ける「災害時要援護者情報登録制度」を実施し、<u>本人や家族</u>の同意を得たうえでその情報を地域団体等に提供することとしています。

新

(略)

P. 61

P. 59

3. 避難所の運営【市民・地域団体等】

(略

(1) 避難所の運営体制

避難所は、以下の基本方針の下運営します。避難所運営に携わる地域団体等は、市、施設と協力し、体制整備に努めます。

- ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所 の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営します。
- イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の<u>避難所への参</u> 集の遅れなども想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わります。
- ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図ります。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮します。
- エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女のニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮します。

【参考】市の取り組み

市では、避難所運営体制を確保するため、避難所運営に携わる関係者共通のマニュアル(避難所運営マニュアル)を作成し、避難所運営の方針を提示するとともに、各地域の実情に合った「地域版避難所運営マニュアル」の作成を推進します。

また、市では、避難所ごとに職員を指定します。職員は、避難所の円滑な運営のため の協議や、「地域版避難所運営マニュアル」の作成に参加します。

(略)

(3) 避難所運営訓練

地域団体等は、市が実施する避難所運営訓練等に参加するとともに、地域<u>防避難所運営マニュアルを活用した、地域特性に応じた独自の訓練を、積極的に企画立案・</u>実施します。 また、こうした訓練などを通してマニュアルの検証を行い、適時必要なマニュアルの修正を行います。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|-----------------|----|--|--|
| | | | 3. 避難所・避難場所の区分〔市民局、健康福祉局、建設局、消防局、教育局〕 (略) (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所 ア 津波避難施設・津波避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げる暇がなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、計画的に整備を進める。 (略) | P. 3. 避難所・避難場所の区分 [市民局、健康福祉局、建設局、消防局、教育局] (略) (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等に基づき計画的に整備を進める。 (略) エ 地域避難場所 指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所。 下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じて予め指定する。 ○指定条件 ・避難するための広場の有効面積を、概ね 2,500 ㎡以上有すること ・避難場所の出入口が2カ所以上確保できること |
| 65 | 2 部 2 章 1 節 (公) | 3 | エ いっとき避難場所 (略) (2) 当面の避難生活を行う避難所・避難場所 (略) ウ その他の避難施設 ① 集会所等地域の施設(がんばる避難施設) 食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設。 災害時の情報、避難が長期化した場合等の物資の提供については、指定避難所の運営を通じて認知し、提供するものとする。 | オ いっとき避難場所 (略) (2) 当面の避難生活を行う避難所・避難場所 (略) |
| | | | (略) <u>オ 地域避難場所</u> 指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所。 下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じて予め指定する。 | 認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に 報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の 供給が可能となってから行うものとする。 (略) (削除、(1)エに移動) |

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|--------------------------|----|---|--|
| 70 | 2 部 2 章 2 節 (公) | 4 | 4. 避難のための施設確保 [復興事業局、建設局、消防局] 津波避難エリアにおいては、 <u>津波から海岸施設利用者等の命を守るため、</u> 避難するための施設、 円滑に避難を行うための避難道路の整備を行う。 | P. 72 4. 避難のための施設確保 [復興事業局、建設局、消防局] 津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」及び「津波避難施設の整備に関する基本 的な考え方」等に基づき、津波から避難するための施設、円滑に避難を行うための避難道路等の 整備を行う。 |
| 71 | 2 部章 2 節 (公) | 5 | 5. 情報伝達体制の整備〔消防局、各区〕 津波発生時の被害を最小限に止める。ためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に 重要である。津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等〜迅速に情 報を伝達し、確実な避難行動に繋げる。ため、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図る。 併せて、地上における広報活動隊の安全確保について徹底を図る。 (1) 仙台市津波情報伝達システム 平成16年4月から防災行政用無線固定系の情報伝達機器を活用した「仙台市津波情報伝達システム」を完成させ、津波警報等の発表時に屋外拡声装置からの情報伝達を行っており、 今後、屋外拡声装置の増設等システムの強化を図る。 (2) ヘリコブター、消防車両(消防局)及び広報車(各区)による巡回広報 ヘリコブターによる上空からの広報、消防車両及び広報車による巡回広報を行う。 消防車両による避難広報については、「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」に基づき、津波警報等が発表された場合は、被害が予想される区域内の住民等への避難の呼びかけ、勧告・指示等の避難広報を行う。 その他の広報車による避難広報については、広報活動隊の安全が確保できる体制を検討した上で、活動範囲や方法についての基準を整備する。 (3) 町内会等への連絡 「仙台市津波情報伝達システム戸別受信装置」(消防局)により、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報の伝達を行う。また、各区は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報の伝達に努める。 | P. 73 5. 情報伝達体制の整備〔消防局、各区〕 |
| 72 | 2 部 2 章 2 節 (公) | 6 | 6. 潮位観測体制の充実強化 [消防局] 津波は地形によっても変化する特性があり、潮位観測は応急対策を講じるうえで重要な情報である ため、潮位計等の津波観測機器の整備について検討する。 | (削除) |

旧頁 節 番号 1. 防災情報処理機能の充実〔消防局〕 (3) 地震情報の提供 地震による揺れの強さは地域により異なることから、各区の震度をリアルタイムで把握し、 職員の動員や組織体制の確立などの、迅速な対応を図るため、各消防署に地震計を整備して いる。 また、観測した震度は、気象庁等が設置する地震計の震度情報と同時に、気象庁を通じて テレビ、ラジオで発表される。(高砂分署を除く) 本市設置の地震計は次のとおりとなっている。 (平成 13 年度設置) 青葉消防署 青葉区 宮城消防署 (平成13年度設置) 宮城野区 宮城野消防署高砂分署 (平成 14 年度設置) 若 林 区 若林消防署 (平成12年度設置) 太 白 区 太 白 消 防 署 (平成11年度設置) 泉区泉消防署 (平成12年度設置) ※平成21年度に宮城県により更新(高砂分署を除く) 2 部 2章 4 節 (公) (4) 職員非常呼出システムの整備 (7) 緊急速報メールの整備 NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクでそれぞれ開始した。

1. 防災情報処理機能の充実〔消防局〕

(略)

(3) 地震情報の提供

地震による揺れの強さは地域により異なることから、市内9か所の震度計により観測した情 報を把握し、本市の迅速な職員動員や組織体制の確立に活用する。また、市内の震度情報は、 気象庁を通じてテレビやラジオ等により公表される。

新

市内に設置されている震度計は次のとおりとなっている。

《仙台市内震度計設置箇所》

| 番号 | 設置場所 | 震度発表名称 | 設置者 | 管理者 |
|----------|--------------------------|------------|---------------|---------------|
| 1 | 青葉消防署 青葉区堤通雨宮町 | 「仙台青葉区雨宮」 | 宮城県 | 仙台市 |
| 2 | 宮城消防署 青葉区落合二丁目 | 「仙台青葉区落合」 | 宮城県 | 仙台市 |
| 3 | 青葉区大倉 | 「仙台青葉区大倉」 | <u>気象庁</u> | 気象庁 |
| 4 | 青葉区作並 | 「仙台青葉区作並」 | (独) 防災科学技術研究所 | (独) 防災科学技術研究所 |
| <u>5</u> | 仙台管区気象台 宮城野区五輪一丁目 | 「仙台宮城野区五輪」 | 気象庁 | <u>気象庁</u> |
| <u>6</u> | 宮城野消防署 宮城野区苦竹三丁目 | 「仙台宮城野区苦竹」 | (独) 防災科学技術研究所 | (独) 防災科学技術研究所 |
| 7 | 若林消防署 若林区遠見塚二丁目 | 「仙台若林区遠見塚」 | 宮城県 | 仙台市 |
| <u>8</u> | <u>太白消防署</u> 太白区山田北前町 | 「仙台太白区山田」 | 宮城県 | <u>仙台市</u> |
| 9 | 泉消防署 泉区将監四丁目 | 「仙台泉区将監」 | 宮城県 | 仙台市 |

(4) 職員非常呼出システムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対し、職員の動員を速やかに行い、迅速に対応するために、 職員に電子メールを一斉に送信する職員非常呼出システムを整備している。

今後は、さらに迅速な情報伝達を行うため、システムの高機能化を進める。

大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話(非 対応の機種を除く) へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、

夜間、休日等に発生した災害に対し、職員の動員を速やかに行い、迅速に対応するために、 対象職員に電子メールを一斉に送信する職員非常呼出システムを整備している。

また、確実な操作方法等を習得し、通信状況を確認するため、定期的に訓練を実施する。 (略)

(7) 緊急速報メールの整備

大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話(非 対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ開始した。

| 旧頁 | 節 | 番号 | | 旧 | |
|----|-------------------|--|---|--|--|
| 78 | 2 部 2 章 4 節 | 2 (4) | 2. 無線通信網の整備 [消防局、水道局、交通局、ガス局] (略) (4) 業務用無線 ア 水道局 無線設備と携帯電話の併用は、日常業務の情報連絡手段としての位置づけのほか、災害時の迅速かつ的確な情報の収集と伝達の確保に有効であるため、主に配水施設部門及び浄水施設部門を中心に整備し、通信体制の充実を図る。現況は、無線設備が基地局 13 台、携帯用57 台、車載用 123 台で、携帯電話が59 台、衛星携帯電話が18 台である。 | | |
| | | 救急救助体制の整備〔消防局〕 (略) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場にいた家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施るよう、救命講習等を通じて応急手当の普及を図る。 | | | |
| | | | 講習の種別 | 内容 | |
| | 2 部 | 1 | 普 通 救 命 講 習 I・II | ・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他 | |
| 82 | 2章 5節 | (9) | 普通救命講習 | ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 | |

その他

・外傷の手当・AED の使用法・搬送法・その他

・その他・胸骨圧迫・AED の使用法

導を行う。

上級救命講習

応急手当普及員講習

救命入門コース

・大出血時の止血法・傷病者管理法

・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法

・基礎的な応急手当の知識と技能(AEDを含む)・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法

※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指

救命に必要な応急手当の指導要領

2. 無線通信網の整備 〔消防局、水道局、交通局、ガス局〕

(略)

(4) 業務用無線

ア 水道局

無線設備と携帯電話の併用は、日常業務の情報連絡手段としての位置づけのほか、災害時の迅速かつ的確な情報の収集と伝達の確保に有効であるため、主に配水施設部門及び浄水施設部門を中心に整備し、通信体制の充実を図る。現況は、無線設備が基地局 13 <u>局</u>、携帯用57 局、車載用 123 局で、携帯電話が 59 台、衛星携帯電話が 18 台である。

新

P. 84

1. 救急救助体制の整備〔消防局〕

(略)

(9) 応急手当の普及啓発

救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習 (e ラーニング含む) やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。

| 講習の種別 | 内 容 |
|------------------------------------|---|
| 普 通 救 命 講 習 I・II (e ラーニング対応) | ・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすること が期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象 者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加え る。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他 |
| 普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応) | ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他 |
| 上級救命講習 | ・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他 |
| 応急手当普及員講習 | ・基礎的な応急手当の知識と技能 (AED を含む)・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法・救命に必要な応急手当の指導要領・その他 |
| 救命入門コース | ・胸骨圧迫 ・AEDの使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指 導を行う。 |

旧頁 節 番号 ĺΗ 新 P. 85 2. 医療救護体制の整備 〔健康福祉局〕 2. 医療救護体制の整備 〔健康福祉局〕 (4) 後方医療施設 (4) 後方医療施設 救護所や地域の医療機関で対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、治療 救護所や地域の医療機関で対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、治療機 機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要があることから、市は平素か 能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要があることから、市は平素から後 ら後方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。 方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。 ア 災害拠点病院 2 部 ア 災害拠点病院 2 2 章 県知事が指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置づける。 県知事が指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置づける。 5 節 (基幹災害医療センター:仙台医療センター (基幹災害医療センター:仙台医療センター 地域災害医療センター:仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、 地域災害医療センター:仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、 東北厚生年金病院、仙台オープン病院) 東北薬科大学病院、仙台オープン病院) P. 89 第7節 自主防災体制の整備 第7節 自主防災体制の整備 [経済局、都市整備局、消防局] [市民局、経済局、都市整備局、消防局、各区] 広範な被害をもたらした東日本大震災では、公共機関による支援等「公助」の遅れや限界が 広範に激甚な被害をもたらした東日本大震災では、公共機関による支援等「公助」の遅れや 指摘されるとともに、自らを守るという意味での「自助」、そして地域住民相互の助け合いで 限界が明らかになるとともに、自らを守るという「自助」、そして地域住民相互の助け合いで ある「共助」の重要性が改めて認識された。 ある「共助」の重要性が改めて認識された。 「共助」については、住民個々を直接または間接的に支える地域の基盤となるものであり、 「共助」については、住民個々を直接又は間接的に支える地域の基盤となるものであり、町 地域住民により結成される自主防災組織や婦人防火クラブ、事業所における自衛消防の組織な 内会をはじめとした地域団体による地域における防災体制の整備や自主防災への取り組みが重 ど、民間の防災組織による自主防災の取り組みが重要な役割を担っている。 要となっている。 市は、それらの防災組織の結成推進にあわせ、地域における防災を支える町内会、社会福祉 市は、これまでの自主防災組織や婦人防火クラブ、事業所における自衛消防の組織などの設 2 部 協議会、民生委員・児童委員連絡協議会など、それぞれの組織の相互協力が行えるよう体制整 立推進を継続するとともに、今回の大震災において大きな役割を担った町内会のほか、地区社 冒頭 2章 会福祉協議会、民生委員児童委員など、地域において防災を支える組織・団体の相互協力が行 備を促進する。また、それらの防災組織の結成や災害対応においては、男女共同参画の意識を 7 節 もって取り組むものとする。 えるための体制整備を促進する。 また、地域の防災体制整備や災害時の対応においては、男女共同参画の意識をもって取り組 かものとする。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 |
|----|----------------------|----|---|
| | | | つづき |
| | | | |
| | | | 1. 自主防災組織の結成及び育成指導 [消防局] |
| | | | (1) 自主防災組織の目的と役割 |
| | | | 大規模災害においては、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠であ |
| | | | るが、こうした活動は住民が個々に行っても効果は限定的であり、地域の防災力を最大限発 |
| | | | 揮するためには組織だった活動が必要となる。地域住民による防災活動を組織的かつ実効性 |
| | | | のあるものとするために組織されるのが自主防災組織である。 |
| | | | <u>自主防災組織は、「平常時の役割」と「災害時の役割」の二つを持ち、</u> 平常時には防災知 |
| | | | 識の広報・啓発や防災訓練など <u>の</u> 実施、災害時には被害の状況に応じて、初期消火、救出・ |
| | | | 救護、避難誘導、津波からの避難、災害時要援護者の支援、避難所運営など、地域の特性を |
| | | | 考慮し、あらかじめ準備、訓練していた様々な対策を機動的に行うことが求められる。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | (2) 自主防災組織の結成促進 |
| | | | <u>自主防災組織</u> には公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災 |
| | 2 部 | | 活動が期待されることから、日頃から生活の場で接し、交流している人々によって構成され |
| | 2 章 | | ることが望ましく、選考にあたっては、地域の特性を反映した構成員の結成に配慮する必要 |
| | 2 早 7節 | | <u>がある。こうしたことから、</u> 市は、地域 <u>の繋がりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ</u> |
| | / 則 | | 活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を促進するととも |
| | | | に、より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化 |
| | | | <u>を図る。</u> |
| | | | (3) 防災用品の助成 |
| | | | |
| | | | に、自主防災組織の規模に応じて防災用品の助成を行う。 |
| | | | |
| | | | (4) 訓練・研修の実施 |
| | | | ア 市は、地域の防災力を高め、災害発生時に住民による防災活動が効果的に行われるように |
| | | | 防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について普及啓発に努める。 |
| | | | ① 災害に関する基礎的な知識 |
| | | | ② 災害に関する地域特性 |
| | | | ③ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法 |
| | | | ④ 災害発生時の役割 |
| | | | ⑤ 各家庭での防災対策 |
| | | | イ 市は、訓練資機材の貸し出し、訓練指導、地震体験車の派遣等の支援を行うほか、地域連 |
| | | | 携防災訓練、発災対応型訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施 |
| | | | するよう指導する。 |

つづき

1. 地域における防災体制の整備〔市民局、消防局、各区〕

(1) 地域における防災力向上

大規模災害においては、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠であるが、こうした活動は住民が個々に行っても効果は限定的であり、地域の防災力を最大限発揮するためには組織だった活動が必要となる。

新

地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために<u>は、地域団体等が互い</u>に連携し、役割分担をしながら防災体制を構築することが大切である。

地域における防災力を向上するためには、「平常時の役割」と「災害時の役割」を常に念頭に置き、平常時には防災知識の広報・啓発や防災訓練などを実施するとともに、災害時には被害の状況に応じて、初期消火、救出・救護、避難誘導、津波からの避難、災害時要援護者の支援、避難所運営など、地域の特性を考慮し、あらかじめ準備、訓練していた様々な対策を機動的に行うことが求められる。

(2) 地域における防災組織の整備促進

<u>地域における自主防災</u>には公共機関では把握しきれない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動が期待される。

市は、地域のコミュニティ活動において大きな役割を担う町内会等の自治組織を中心として、 他の様々な地域団体と共に、地域の特性やつながりを反映する形で構成される防災組織の整備 を推進する。

(削除・移動)

(3) 訓練・研修の実施

- ア 市は、地域の防災力を高め、災害発生時に住民による防災活動が効果的に行われるように 防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について普及啓発に努める。
 - ① 災害に関する基礎的な知識
 - ② 災害に関する地域特性
 - ③ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
 - ④ 災害発生時の地域の役割
 - ⑤ 各家庭での防災対策
- イ 市は、訓練資機材の貸し出し、訓練指導、地震体験車の派遣等の支援を行うほか、地域連携 防災訓練、発災対応型訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施す るよう指導する。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|-----|----|---|--|
| | | | つづき | つづき |
| | | | | |
| | | | | 2. 自主防災組織の結成及び育成指導 [消防局] |
| | | | | (1) 自主防災組織の目的と役割 |
| | | | | 自主防災組織は、地域における組織的かつ実効性のある防災活動を実施するため、単位町内 |
| | | | | 会等一定の地域で生活環境を共有している住民等により結成・運営されることを基本とした組 |
| | | | | 織であり、平常時や災害時には、地域において次のような活動が求められる。 |
| | | | | アーマ常時の活動 |
| | | | | 災害が起こった場合の被害を軽減させるため、防災訓練の実施や災害時要援護者の避難支 |
| | | | | 接体制の構築などの予防的な活動を行う。 |
| | | | | <u>イ 災害発生時の対応</u> |
| | | | | 地域ごとに、災害の状況に応じてあらかじめ準備していた以下のような様々な対応を行う。 |
| | | | | ① 初期消火 |
| | | | | ② 救出・救護 |
| | | | | ③ 避難誘導 |
| | | | | ④ 災害時要援護者の支援 |
| | | | | ⑤ 避難所運営 等 |
| | | | | 特に、地域団体等は、地域に暮らす災害時要援護者に対して、協力して避難支援を行うな |
| | 2 部 | | | ど、被害を軽減させるための重要な役割を担う。 |
| | 2章 | | | (2) 自主防災組織の結成促進と育成指導 |
| | 7 節 | | | 市は、昭和53年6月12日発生の宮城県沖地震を教訓に、単位町内会等を基本とした自主防 |
| | | | | 災組織の結成に努めており、今後も地域特性に応じた住民自らによる防災活動の実施を期待し、 |
| | | | | 継続的に結成を促進する。 |
| | | | | また、活動を支援するため、自主防災組織設立時に組織の規模に応じた防災用品の助成を行 |
| | | | | うとともに、防災訓練や各種研修会を通じて、災害時の円滑な活動に向けた育成指導を行う。 |
| | | | 2. 地域防災リーダーの育成指導〔消防局〕 | 3. 地域防災リーダーの育成指導〔消防局〕 |
| | | | (1) 地域防災リーダーの目的と役割 | (1) 地域防災リーダーの目的と役割 |
| | | | 自主防災組織による災害時の活発な防災活動が行われるためには、平常時から地域に根ざ | 地域における災害時の自主的な防災活動が活発に行われるためには、平常時から地域に根ざ |
| | | | した組織づくりや訓練等の取り組みが必要であり、地域の中で取り組みを促進する中心人物 | した組織づくりや訓練等の取り組みが必要であり、地域の中で取り組みを促進する中心人物の |
| | | | の存在が重要となる。 | 存在が重要となる。 |
| | | | (略) | (略) |
| | | | | |
| | | | (2) 地域防災リーダーの養成促進 | (2) 地域防災リーダーの養成促進 |
| | | | 市は、自主防災組織の責任者等を中心に独自のカリキュラムによる養成講習会を実施し、 | 市は、町内会や自主防災組織の責任者等を中心に独自のカリキュラムによる養成講習会を実 |
| | | | 地域防災リーダーの養成を計画的に推進する。なお、男女共同参画の観点から、防災に対す | |
| | | | る女性の視点の重要性に配慮し、女性の参加を併せて推進する。 | 対する女性の視点の重要性に配慮し、女性の地域防災リーダーの養成を併せて推進する。 |
| | | | (略) | (略) |
| | | | | |
| | | | | |
| | | • | | |

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|---|----|---|---|
| 旧頁 | 第 2 部章 7 第 | 番号 | 旧 4. マンション等における自主防災活動の推進〔都市整備局、消防局〕 東日本大震災の際、マンション等中高層住宅においては、ライフラインの停止により水・食料の調達や運搬等が困難となる、居住者の安否確認が迅速に行えない等、中高層住宅特有の課題が生じたことから、市は、中高層住宅の自助・共助の取り組みについて推進する。 (1) 自主防災組織の結成や活発な防災活動を奨励するとともに、マンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についても奨励するなど、マンションの防災力の向上促進に努める。 (略) 7. 市職員の積極的参加 市職員は、地域住民としての自覚を持って、防災コミュニティの組織づくり、育成、活動の支援に努める。 | 新 5. マンション等における自主防災活動の推進〔都市整備局、消防局〕 東日本大震災の際、マンション等中高層住宅においては、ライフラインの停止により水・食料 の調達や運搬等が困難となる、居住者の安否確認が迅速に行えない等、中高層住宅特有の課題が 生じたことから、市は、中高層住宅の自助・共助の取り組みについて推進する。 (1) 自治組織・自主防災組織の結成や活発な防災活動を奨励するとともに、マンション内で避難、 救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についても奨励するなど、マンションの防災力 の向上促進に努める。 (略) 8. 市職員の参加[各局区] 市職員は、地域住民の一員としての自覚を持ち、防災コミュニティの組織づくり、育成、活動 の支援に努める。 |
| 93 | 2 2 2 9 9 第 章 第 章 第 章 第 章 第 章 第 章 第 章 第 章 第 章 | 2 | 2. 避難所運営体制の整備 (市民局、消防局、教育局、各区) (1) 避難所運営の基本方針 ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。 イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の派遣の遅れ、困難な状況が想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わることができるよう努めるものとする。 (略) (2) 市の体制整備 | また、避難所運営に際して市が指定する避難所担当職員は、担当避難所の運営主体の一員として、地域団体等と共に、地域の防災力の向上のため、地域版避難所運営マニュアルの作成やそれに基づく訓練などを行う。 P. 96 2. 避難所運営体制の整備 (市民局、消防局、教育局、各区) (1) 避難所運営の基本方針 ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。 イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の避難所への参集の遅れなども想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わることができるよう努めるものとする。 (略) (2) 市の体制整備 (略) (1) 自的 「仙台市避難所等開設後安全確認支援実施計画」に基づく体制整備を推進し、避難所等の安全確認を行う施設管理者に対する技術的支援を行う。 ② 事前対策 a. 避難所等限設で必要となる判定技術について、事前に施設管理者へ情報提供できるよう、体制の整備に努める。 b. 避難所等の開設後に施設管理者が地域の建築専門家から技術的助言を受けられるよう、体制の整備に努める。 |

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|----|---------------------------|-------|---|--|
| 94 | 2 部 2 章 9 節 | 3 (3) | 3. 避難所運営の連携強化 [市民局、消防局、各区] (略) (3) 避難所運営訓練の実施 市は、仙台市総合防災訓練等様々な機会を捉えて、避難所運営訓練の実施を推進するとと もに、地域が企画する防災訓練へ積極的に職員を派遣し、地域や避難所施設との連携強化に 努める。 | P. 98 3. 避難所運営の連携強化〔市民局、消防局、各区〕 (略) (3) 避難所運営訓練の実施 市は、仙台市総合防災訓練等様々な機会をとらえて、避難所運営訓練の実施を推進するとと もに、 <u>避難所担当職員等は</u> 地域が企画する防災訓練 <u>に積極的に参加し、地域団体や施設管理者</u> との連携強化に努める。 |
| 96 | 2 部 2 章 10 節 (公) | 冒頭 | 第10節 災害時要援護者対策の推進 [市民局、健康福祉局、子供未来局、消防局、各区] (略) 基本的な考え方 災害時要援護者対策については、地域住民相互による「共助」と援護を受ける者及びその家族が可能な範囲で災害に備える「自助」を基本とする。町内会・自治会、自主防災組織及び、民生委員、児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者(以下「地域団体等」という。)は相互に連携・協働し、市が本人の同意を得て提供する災害時要援護者の情報を活用しながら、要援護者の把握を進め、避難支援者や避難方法を明確にするなど、災害時要援護者に対する支援体制づくりを進める。市は地域の取り組みが円滑に進むよう支援を行う。 | P.99 第10節 災害時要援護者対策の推進 [市民局、健康福祉局、子供未来局、消防局、各区] (略) 基本的な考え方 災害時要援護者対策については、地域住民相互による「共助」と援護を受ける者及びその家族が可能な範囲で災害に備える「自助」を基本とする。町内会・自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者(以下この節において「地域団体等」という。)は相互に連携・協働し、市が本人や家族の同意を得た上で提供する災害時要援護者の情報を活用しながら、要援護者の把握を進め、避難支援者や避難方法を明確にするなど、災害時要援護者に対する支援体制づくりを進める。市は地域の取り組みが円滑に進むよう支援を行う。 |
| 96 | 2 部 2 章 10 節 (公) | 1 (1) | 1.在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 [健康福祉局、消防局. 各区] (略) (1) 災害時要援護者情報登録制度の推進 市は、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする者から災害時要援護者としての情報登録の申し出を受付け、本人の同意の上その情報を地域団体等に提供する。また、支援が必要な災害時要援護者の登録が進むよう、制度の周知及び環境づくりに努める。 | P. 99 1.在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画〔健康福祉局、消防局. 各区〕 (略) (1) 災害時要援護者情報登録制度の推進 市は、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする者から災害 時要援護者としての情報登録の申出を受け付け、本人 <u>や家族</u> の同意の上その情報を地域団体等 に提供する。また、支援が必要な災害時要援護者の登録が進むよう、制度の周知及び環境づく りに努める。 |

| D | 1 | Λ. | |
|---|-----|-----|--|
| Ρ | - 1 | (1) | |

2. 公的備蓄の推進〔市民局、健康福祉局、環境局、消防局、教育局〕

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公 的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

〔備蓄場所の考え方〕

旧頁

節

2 部

2 章

11 節 (公) 番号

- ○拠点備蓄-地区の拠点施設(区役所、総合支所等)
- ○分散備蓄-避難者を収容する施設
- (市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター)
- *市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成24年11月1日現在

| 品 | 目 | 備 | 蓄 | 量 | 備蓄場所 |
|---------|------|---|--------|---------|-------------|
| クラッカ | · — | | 217, 1 | 133 食 | 区役所、総合支所等 |
| アルファ | 米 | | 369, 6 | 600 食 | 市立小中高等学校 |
| アルファ | 粥 | | 15, 5 | 525 食 | 市民センター |
| 飲料 | 水 | | 190, 6 | 637 l | コミュニティ・センター |
| 粉ミル | ク | | 151, 5 | 560 g | 区役所、総合支所 |
| 哺 乳 | 瓶 | | 15 | 500 本 | |
| .111 40 | / 14 | | - 10 | 700 71- | |

「備蓄目標数量及び品目の考え方〕

- ①主食(クラッカー類・アルファ米・調理不要食等)
- 東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分 (6 食) を備蓄する。また、<u>品目については、災害時要援護者に配慮した品目も備蓄する。</u>
- ②飲料水

東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の2日分(1日10)を備蓄する。

③粉ミルク

避難者に占める乳幼児数(約1,000人)の2日分(1日150g)を備蓄する。

④帰宅困難者用備蓄

徒歩帰宅者支援用として、携帯が容易なビスケット等の食料(想定数×1 食)及び飲料水(想定数×0.50)を備蓄する。

2. 公的備蓄の推進 [市民局、健康福祉局、環境局、消防局、教育局]

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公 的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

新

[備蓄場所の考え方]

- ① 拠点備蓄
- 主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。
- ・ 地区の拠点施設(区役所、総合支所等)へ備蓄する。

② 分散備蓄

- ・ 主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資、及び避難所 運営において必要となる資機材等を備蓄する。
- ・ 避難者を収容する施設(市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター) へ備蓄する。
- * 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成24年11月1日現在

| 品目 | 備蓄量 | 備蓄場所 |
|-------|------------|--|
| クラッカー | 217, 133 食 | 区役所、総合支所等 |
| アルファ米 | 369,600 食 | 市立小中高等学校 |
| アルファ粥 | 15,525 食 | 市民センター |
| 飲 料 水 | 190, 637 ℓ | コミュニティ・センター |
| 粉ミルク | 151, 560 g | 区役所、総合支所 |
| 哺 乳 瓶 | 1500 本 | △仅月、稻亩×月 ———————————————————————————————————— |

[備蓄目標数量及び品目の考え方]

- ① 主食 (クラッカー類・アルファ米・調理不要食等)
- 東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員10,000 人の2日分(6食) を備蓄する。また、災害時要援護者、アレルギー疾患に配慮した調理不要食等も備蓄する。 ※ アルファ米については、全てアレルゲンフリーのものを備蓄している(平成24年11月1日現在)
- ② 飲料水

東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員 10,000人の2日分(1日 10)を備蓄する。

③ 粉ミルク

避難者に占める乳幼児数(約1,000人)の2日分(1日150g)を備蓄する。 また、アレルギー疾患に配慮した粉ミルクも備蓄する。

④ 帰宅困難者用備蓄

徒歩帰宅者支援用として、携帯が容易なビスケット等の食料(想定数×1食)及び飲料水(想定数×0.50)を備蓄する。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|-----|---------------------------|------------------|---|--|
| 108 | 2 部 2 章 13 節 (公) | 4 (追加) | 3. 窓ガラス、看板、天井等の落下防止〔都市整備局〕 (略) 4. ブロック塀等の安全化〔都市整備局、建設局、消防局〕 (略) | P.111 3. 窓ガラス、看板、天井等の落下防止〔都市整備局〕 (略) 4. 高層建築物における長周期地震動対策〔都市整備局〕 高層建築物においては、長周期地震動により大きな揺れが生じるため、国で現在検討中の技術的な基準に従って、所有者等に対し長周期地震動対策を講じるよう周知及び啓発に努める。 5. ブロック塀等の安全化〔都市整備局、建設局、消防局〕 (略) |
| 122 | 2 部 2 章 16 節 (公) | 2 (1) | 2. 共助を促進するための啓発 [市民局、消防局] 関係局・区は、地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するための啓発に努める。 (1) 地域の様々な団体・組織等 (自主防災組織、町内会など)への啓発 ア 訓練実施のアドバイス イ 防災研修会の開催 ウ 自主防災組織を活性化するための地域防災リーダーの養成 エ 各自主防災組織が協力して大きな力を発揮することが出来るよう、自主防災組織の連合化の促進 オ 自主防災組織と学校・社会福祉協議会等地域組織との連携 | P. 125 2. 共助を促進するための啓発〔市民局、経済局、消防局〕 関係局・区は、地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するための啓発に努める。 (1) 地域の様々な団体・組織等(町内会、自主防災組織など)への啓発 ア 訓練実施のアドバイス イ 防災研修会の開催 ウ 自主防災組織を活性化するための地域防災リーダーの養成 エ 地域における自主防災活動がより広域で連携し、幅広い防災活動を行うことができるよう、様々な地域団体と共に地域の特性やつながりを反映する形で構成される防災組織の整備の推進 オ 町内会、自主防災組織と学校、地区社会福祉協議会等地域組織との連携 |
| 123 | 2 部 2 章 16 節 (公) | 4 (3) | 4. 学校における防災教育 [消防局、教育局] (略) (3) 副読本の活用、指導内容・方法の工夫 | P. 126 4. 学校における防災教育 [消防局、教育局] (略) (3) 副読本の活用、指導内容・方法の工夫 <u>と教員への研修の実施</u> |

| 旧頁 | 節 番号 | 旧 |
|-----|---------------|--|
| 124 | 2 部 2 章 6 (公) | (1) 仙台市総合防災訓練 他台市総合防災訓練等の取扱要網に基づき、次の訓練を実施するものとする。 主た、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、必要に応じ応急体制 の改善、地域防災計画の見直し等を行う。 7 6.12 総合防災訓練 大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を確保するとともに、個人、地域、行 政が自らの備えや役割を確認し、防災意識の高揚を図ることを目的として、実践的な訓練を 実施する。 1 災害情報収集伝達訓練 大規模災害時における必要情報の収集伝達手法等に習熟することを目的として、各局及び 区の職員を対象に、各局及び区内の応急対策を含めた一定の被害想定のもと、関連部局等へ の必要情報の収集伝達訓練を実施する。 ウ 防災関係機関との協力体制 大規模災害等に対処するため、防災関係機関相互の協力体制を確立し、緊急時における迅 連かつ的確な対策を確保する。 主た、日頃から顔の見える関係を構築する。 (2) 防災訓練への市民の参加促進 災害時の行動力を身につけるためには、災害を想定した現場に身をおき、実際に行動する 訓練を積み重ねることが必要である。 このため、関係局・区は、総合防災訓練に一人でも多くの市民が参加するよう積極的に呼 びかけるとともにより多くの市民が参加できるよう、開催日や開催時間の設定、訓練内容の 検討を行う。 (3) 防災機関等が行う防災訓練 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、防災訓練の実施に努める。関係局・区は、関係機関が行う防災訓練に積極的に参加、協力する。 また、平時において効率的な訓練が実施できるよう関係機関と情報交換を行うよう努める。 (4) 地域団体等が行う防災訓練に積極的に参加、協力して、顔の見える関係の 構築に努める。 |

6. 防災訓練〔消防局、各局区〕

(1) 仙台市総合防災訓練

東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。

新

《訓練の主な着眼点》

ア 津波から命を守るための取り組みの推進

津波情報伝達システムや緊急速報メールなど様々な方法で津波広報を実施するとともに、 津波避難エリアにお住まいの方々や民間企業等の参加を得て、「津波からの避難の手引き(暫 定版)」に掲載している指定避難所や緊急一時避難場所等への避難、受入れ支援等の訓練を 行う。

イ 市民力・地域力を生かした避難所運営体制の構築

地域における安否確認や災害時要援護者の支援などの自主防災訓練を実施するとともに、 男女共同参画の視点等を取り入れた、避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練 などを行う。

ウ 迅速で効果的な災害対策本部運営体制の構築

職員非常呼出システム及び各局・区の非常参集連絡網を用いた非常参集情報伝達訓練を実施するとともに、本計画及び各局が定める防災実施計画に基づく震災初動対応訓練などを行う。

工 防災関係機関との「顔の見える関係」の構築

防災関係機関との間で「顔の見える関係」を構築し、円滑な連携の下で効率的な災害対応 体制を構築するため、自衛隊や警察、ライフライン関係機関、災害物資供給・輸送その他応援 協定締結団体等による連携訓練などを行う。

オ 帰宅困難者対策の推進

交通事業者や関係機関、帰宅困難者の一時受入れ協定を締結している施設などによる防災 行政用無線を活用した情報伝達や受入れのあり方など、実践に即した帰宅困難者支援訓練な どを行う。

カ 地域における防災・減災力の向上

地域と学校等が連携して行う避難所運営訓練等やマンション防災マニュアルに基づく自主 防災活動の啓発、幼稚園、小・中学校等における防災教育などを重点的に推進する防災・減 災強化月間を設定するなどして、地域防災・減災力の向上を図る。

(2) 町内会をはじめとする地域団体が連携して行う防災訓練

市民局・各区・消防局は、町内会をはじめとする地域団体が連携して自ら行う防災訓練を積極的に支援し、地域の防災力の向上に努める。

| 旧頁 | 節 | 番号 | 旧 | 新 |
|-----|--------------------|----|---|--|
| 134 | 2 部 章 20 節 (公) | 3~ | 3. 応援要請及び受入れ体制 応援要請及び受入れ体制 応援要請は機を失せずに行い、応援部隊等の受入れにあたっては、災害現場での活動計画、物 資提供等について、別に定める受援計画に基づき、コーディネート体制を含めてあらかじめ受入 れ体制等の調整を図っておき、実効性のある活動を期する。 4. 応援協力に関する協定等 (略) (② 自治体との応援協定連絡担当部局・自衛隊の派遣要請連絡先および担任地 (③) 自衛隊災害派遣要請等様式 (4) 民間団体等との応援協力 広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について、民間団体との協定等を締結するとともに、受入れ体制を整備する。 また、日本国内に拠点(支部)を持つNGO等と協定等を締結し、支援受入れ体制を整備する。 | P. 137 3. 応援要請及び受入れ体制の整備 応援要請を機を失せずに行い、主た、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、関係 各局は、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援計画の作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。 4. 他都市等への支援体制の整備 東日本大震災においては、自治体相互応援協定等、各種協定に基づく他都市からの応援をはじめ、多くの都市や地域から大きな支援を受け、本市では、大規模災害においてこうした支援が非常に重要であることを改めて深く認識した。 本市は未曾有の災害を経験し、多くの支援を受けた都市として、支援ニーズ等被災自治体の立場に立ったきめ細やかな支援を行うことが可能であり、こうした経験や教訓を積極的に生かしていくことは本市の責務でもある。 こうしたことから、協定の対象となった都市にとどまらず、他都市において災害が発生した場合に、救援物資の送付及び職員の派遣が速やかに行えるよう、支援体制の整備に努める。 5. 応援協力に関する協定等 (略) (削除) (削除) (削除) () 民間団体等との応援協力 広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について、企業等との協定を締結するとともに、受入れ体制を整備する。 また、NPO、NGO等支援団体との協定の締結、情報共有のためのネットワークを構築するとともに、災害時における本市と支援団体とが協力した調整部署の立ち上げ等について検討を進め、円滑な受入れ、活動調整の機能確保に向けた体制の構築を図る。 |
| 139 | 2 部 2 章 21 節 | 5 | | P. 142 5. 水道施設〔水道局〕 災害発生時における被害範囲を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化や異なる水系間における水道水の相互融通などの水運用機能の強化を図るとともに、断水などの被害が生じた場合に円滑な応急給水が可能となるよう、災害時給水拠点の整備を進める。 (略) (3) 災害時給水拠点の整備 ア 災害時給水栓の設置 小学校への災害時給水栓の設置を拡大し、より多くの場所で応急給水ができるようにする。 イ 配水所への緊急遮断弁の設置 主要な配水所に緊急遮断弁を設置し、破損した管路からの水道水の流出を防止するとともに、配水池の貯留水による応急給水を可能とする。 |

もに、配水池の貯留水による応急給水を可能とする。